

# 建設機械による労働災害を防止しましょう。

鳥取労働局健康安全課

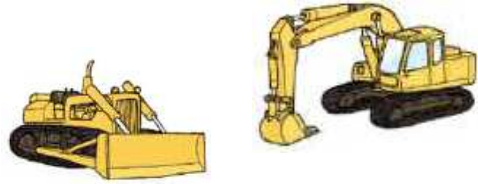
建設機械による災害防止を徹底するため、現場などにおける安全衛生管理や教育などを再度確認しましょう。

## 作業計画

建設機械の路肩、法面からの転落による労働災害を防止するため、あらかじめ作業計画を作成しましょう。

### 作業計画作成の手順

- 1 建設機械の作業場所について、地形、地質の状態等を調査し、結果を記録。
- 2 調査結果と作業に応じて、次の事項が示された作業計画を作成。
  - ・使用する建設機械の種類及び能力
  - ・建設機械の運行経路
  - ・建設機械による作業の方法
- 3 作業計画を関係労働者に周知。



【作業計画の作成例】

車両系建設機械作業計画書		当作業計画書に従って作業します。	
○○道路工事 作業所 元請との打合せ日 2021/○/○		共同作業者 サイン	労働太郎、整地次郎、掘削一郎 締結三郎、労働五郎、誘導八郎
車両系建設機械使用の作業名 法面切土掘削		作成責任者 労働太郎	労働太郎、整地次郎、掘削一郎 締結三郎、労働五郎、誘導八郎
作業期間 ○月1日～○月31日			
(区分) <input checked="" type="checkbox"/> チェック	機械名称 ブドーザーD20 ドラグショベルF200 タイヤローラー	能力 40PS 0.7m <sup>3</sup> 3t	台数 1 1 1
所有者 〇〇工業 〇〇土木 〇〇土木	運転者 1 1 1		
選任・指名 (内)には氏名を記入 誘導者 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (誘導八郎) その他	作業主任者 (労働太郎) 作業指導者 (労働五郎)		
合同の方法 <input checked="" type="checkbox"/> 手 <input type="checkbox"/> 笛 <input type="checkbox"/> 旗 <input type="checkbox"/> 無線	危険範囲立入禁止措置 <input checked="" type="checkbox"/> 監視人 <input checked="" type="checkbox"/> ノークレイド <input type="checkbox"/> トラロープ <input checked="" type="checkbox"/> カラーコーン <input type="checkbox"/> 警報装置		
地形 <input checked="" type="checkbox"/> 平地 <input type="checkbox"/> 傾斜地( ) <input type="checkbox"/> 段差地 作業面 <input checked="" type="checkbox"/> 広い <input type="checkbox"/> 狭い	地質 <input type="checkbox"/> 硬岩 <input type="checkbox"/> 軟岩 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 砂礫 <input type="checkbox"/> 砂 <input type="checkbox"/> シルト <input type="checkbox"/> 粘性土 <input type="checkbox"/> 花炭		
埋設物・架空線近接と防護の方法 防護方法(水道鉄柱会)のうえ確認	機械転倒危険箇所と転倒防止措置 危険箇所 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (鉄水溝) 防止措置(路肩より50cm内にトラロープで防護)		
作業方法・内容 (具体的・簡単に記入)	車道拡張に伴う道路改良工事で横断排水工の掘削作業		
安全対策 (予備危険に対する措置内容)	工事区間はバケードで関係者以外立入り禁止の措置をする誘導者を配置する。		

【作業場所及び作業範囲と運行経路図】 重要なポイントは赤で記入する。  
 機械位置、組合せの機械位置、移動経路と移動位置、掘削方向、遠近制限、立入禁止措置、作業主任者の位置、誘導者の位置等を記入

(記入例 1) 法面切土掘削【ショベル、ダンプ】

(記入例 2) 整地、運搬【ショベル、ブルドーザー、クローラードンプ】

【参考：安衛法・安衛則の条文の要約】  
 安衛法 第29条の2 機械が転倒するおそれのある場所・労働者等が定める順序において、作業をおこなうときは、元労働者等が関係者等に対し、誘導誘導者が危険防止措置を適切に講ずるよう、技術上の指導するとともに、危険防止に必要な資材の提供や関係誘導者と共同して、危険防止の措置を講じなければならない。  
 安衛則 第634条の2 法第29条の2の労働安全で定める場所とは、「機械が転倒する場所」であり、対象機械は、「移動式クレーン」「基礎工事用機械」である。  
 安衛法 第30条の五項 誘導者が作業中は、作業の工程、作業に使用する機械・設備等の計画を作成することにより、関係誘導者が作成した作業計画が、特定元方の計画と適合しているか、確認と指導をしなければならない。  
 (安衛則第38条の4) (機械重量以上の車両等運搬機械、吊上げ荷重以上の移動式クレーン)  
 (安衛法 第15条) 車両系建設機械は、作業方法・運行経路・権限・規定を定め、計画に従って作業をこなす。  
 ※ 車両と特種車で計画を作成する事。  
 ※ 車両系建設機械の性能表を添付する事。

## 建設機械作業における災害防止のポイント

建設機械の災害として、路肩からの転落、労働者との接触などが発生しています。裏面のチェック表を活用いただくなど、対策を確認しましょう。



【チェック表】

チェック項目		はい	いいえ
作業開始前			
1	関係労働者へ、作業当日に建設機械の運行経路、作業方法などの周知はできていますか。		
2	運行経路の路肩の崩壊防止の措置はとられていますか。		
3	地盤の不同沈下の防止の措置はとられていますか。		
4	建設機械の作業に必要な幅員は保持できていますか。		
作業中			
1	路肩、傾斜地等で作業を行う際に誘導者の配置などの措置をとっていますか。		
2	建設機械を用いた作業の際には作業半径内の立入禁止の措置、誘導者の配置が行われていますか。		
3	運行経路と歩道との分離、積込み時の誘導者の配置が行われていますか。		
現場の連絡調整			
1	定期的に現場内を見回り、不備がないか確認していますか。		
2	毎日、作業打合せや不備への改善指示・確認を行っていますか。		

教育の実施

建設機械の運転業務従事者など関係労働者に対する安全衛生教育等には、計画的に参加ができるようにしてください。また、教育については店社（会社）及び現場で行うものなどがありますが、より効果的なものとなるよう、実施時期や対象者、教育内容などを検討願います。



なお、建設機械の運転従事者への教育として、「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」にカリキュラムが示されていますので、実施に努めてください。

（参考）

【車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転業務（労働安全衛生法施行令第20条第12号の業務のうち同令別表第7第1号又は第2号に掲げる建設機械の運転の業務）従事者安全衛生教育】

科目	範囲	時間
1 最近の車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の特徴	(1) 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の構造上の特徴 (2) 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の作業装置 (3) 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の安全装置	2.0
2 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の取扱いと保守	(1) 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）による作業と安全 (2) 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の点検・整備	2.0
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうち車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）に関する条項	2.0
		計 6.0